

最低制限価格制度実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、制限付き一般競争入札実施要領第14条第3項第2号の規定に基づき、最低制限価格制度の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

(対象工事)

第2条 最低制限価格制度は、設計額（消費税および地方消費税に相当する額を含む。）が2億円以下の総合評価落札方式を適用しない工事に係る入札に適用するものとする。

(最低制限価格制度適用工事における入札公告の記載事項)

第3条 契約担当者は、最低制限価格制度を適用する工事（以下「適用工事」という。）を入札に付そうとするときは、入札公告において、当該入札に最低制限価格制度を適用する旨を明らかにしなければならない。

(最低制限価格)

第4条 契約担当者は、適用工事を入札に付そうとするときは、予定価格のほか、最低制限価格を設けるものとする。

- 2 最低制限価格に満たない価格をもって申込みをした者に係る入札は、無効とする。
- 3 福井県財務規則（昭和39年福井県規則第11号）第157条第3項ただし書きに規定する知事が別に定める方法は、適用工事において、開札する直前に、入札執行者の使用に係る福井県電子入札システムのプログラムにより算定された電磁的記録を用紙に出力した物を、福井県財務規則第157条第1項の予定価格調書にとじ合わせる方法による。

(適用工事に係る最低制限価格の設定方法)

第5条 契約担当者は、工事に係る入札における最低制限価格については、予定価格に次項の規定により算出された割合を乗じて得た額を基準として定めるものとする。ただし、最低制限価格は、予定価格に100分の80を乗じて得た額から100分の94を乗じて得た額までの範囲内でなければならない。

- 2 前項の割合は、設計額算定の基礎となった次に掲げる額の合計額に100分の110を乗じて得た額を設計額で除して得た割合とする。ただし、その割合が100分の94を超える場合は100分の94とし、100分の80に満たない場合は100分の80とする。
 - (1) 直接工事費に100分の100を乗じて得た額
 - (2) 共通仮設費に100分の90を乗じて得た額
 - (3) 現場管理費に100分の90を乗じて得た額
 - (4) 一般管理費に100分の68を乗じて得た額

(落札者の決定に係る特例)

第6条 適用工事に係る制限付き一般競争入札実施要領第14条第1項の規定の適用については、同項中「予定価格の制限の範囲内で」とあるのは、「予定価格の制限の範囲内の価格で、かつ、最低制限価格以上の価格をもって申込みをした者のうち、」とする。

- 2 適用工事に係る制限付き一般競争入札（事後審査型）実施要領第7条の規定の適用については、同項中「予定価格の制限の範囲内で」とあるのは、「予定価格の制限の範囲内の価格で、かつ、最低制限価格以上の価格をもって申込みをした者のうち、」とする。

附 則

この要領は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要領は、平成23年7月15日（以下「施行日」という。）から施行する。
- 2 改正後の第3条第2項および第4条第2項ならびに別表の規定は、施行日以後に入札公告を行う工事に係る入札から適用し、同日前に入札公告を行った工事に係る入札の手続については、なお従前の例による。
- 3 施行日以後に入札公告を行う工事に係る入札の手続に必要な行為は、施行日前においても、改正後の第4条および第5条第2項の規定の例により行うことができる。

附 則

- 1 この要領は、平成25年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。
- 2 改正後の規定は、施行日以後に入札公告を行う工事に係る入札から適用し、施行日以前に入札公告を行った工事に係る入札の手続については、なお、従前の例による。

附 則

- 1 この要領は、平成25年6月10日（以下「施行日」という。）から施行する。
- 2 改正後の規定は、施行日以後に入札公告を行う工事に係る入札から適用し、施行日以前に入札公告を行った工事に係る入札の手続については、なお、従前の例による。

附 則

- 1 この要領は、平成26年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。
- 2 改正後の規定は、施行日以後に入札公告を行う工事に係る入札から適用し、施行日以前に入札公告を行った工事に係る入札の手続については、なお、従前の例による。

附 則

- 1 この要領は、平成28年6月1日（以下「施行日」という。）から施行する。
- 2 改正後の規定は、施行日以後に入札公告を行う工事に係る入札から適用し、施行日以前に入札公告を行った工事に係る入札の手続については、なお、従前の例による。

附 則

- 1 この要領は、平成30年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。
- 2 改正後の規定は、施行日以後に入札公告を行う工事に係る入札から適用し、施行日以前に入札公告を行った工事に係る入札の手続については、なお、従前の例による。

附 則

- 1 この要領は、令和元年10月1日（以下「施行日」という。）から施行する。
- 2 改正後の規定は、施行日以後に入札公告を行う工事に係る入札から適用し、施行日以前に入札公告を行った工事に係る入札の手続については、なお、従前の例による。

附 則

- 1 この要領は、令和2年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。
- 2 改正後の規定は、施行日以後に入札公告を行う工事に係る入札から適用し、施行日以前に入札公告を行った工事に係る入札の手続については、なお、従前の例による。

附 則

- 1 この要領は、令和4年7月15日（以下「施行日」という。）から施行する。
- 2 改正後の規定は、施行日以後に入札公告を行う工事に係る入札から適用し、施行日以前に入札公告を行った工事に係る入札の手続については、なお、従前の例による。

附 則

- 1 この要領は、令和7年5月1日（以下「施行日」という。）から施行する。
- 2 改正後の規定は、施行日以後に入札公告を行う工事に係る入札から適用し、施行日以前に入札公告を行った工事に係る入札の手続については、なお、従前の例による。